

八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第2回幹事会)

◆開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。時間となりましたので、ただいまより八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回幹事会）を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます。関東地方整備局河川調査官の柿崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、お手元に配付しております資料の確認からさせていただきます。まず最初に議事次第、幹事会の名簿、資料1「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討の今後の予定」、資料2「雨量データ及び流量データの点検の進め方（案）」、資料3「基本高水の検証の進め方（案）」、資料4「八ッ場ダム建設事業への利水参画継続の意思確認等について」、資料5「検討主体が行う八ッ場ダム建設事業利水参画者の開発量の確認方法について（案）」、それと、参考資料1と2でございます。配付漏れ等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

それと、記者発表のときに会議の公開お知らせいたしました、カメラ撮りは冒頭からあいさつまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして本日のご出席者のご紹介をいたします。

茨城県、企画部長の代理で安藤水・土地計画課長様、同じく土木部長の代理で大島技監様。栃木県、池田県土整備部長様。群馬県、企画部長代理で井野副部長様、川瀧県土整備部長様。埼玉県、企画財政部長代理で金井地域政策局長様、成田県土整備部長様、堀本企業局長様。千葉県でございます。高橋総合企画部長様、県土整備部長の代理で石田理事様。最後、東京都でございます。都市整備局長の代理で安井理事様、建設局長代理で東野河川部計画課長様、水道局長代理で松丸企画担当部長様。

続きまして関東地方整備局でございますが、河川部長の山田でございます。広域水管理官福渡、水災害予報企画官山本、河川計画課長室永、最後に、私、柿崎でございます。

本幹事会につきましては、規約第6条の2によりまして、会議等の状況を中継映像により別室のテレビ傍聴会場に公開しております。

また、あわせて、職員による記録映像を行っておりますのでご了承ください。

取材及び別室の一般傍聴の皆様には、お配りしております注意事項に沿って適切に傍聴または取材をされるように、議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、最初に河川部長の山田よりごあいさつを申し上げます。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川部長

皆様、どうも本日はお疲れさまでございます。関東地方整備局河川部長の山田でございます。

本日は、お忙しい中、八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回幹事会）にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。私ども、ご存じだと思いますが、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目というものに基づきまして、八ッ場ダムについて、今検証に係る検討を行っているというところでございます。今回は、今後の検討の予定全般を説明させていただいた後に、この要領細目に基づきまして、雨量データ及び流量データの点検の進め方、それから、利水参画継続の意思及び開発量についてなどをご説明させていただきたいと考えているところでございます。

また、馬淵国土交通大臣から、別途、並行して、基本高水の検証についても実施するように指示されておきまして、この件につきましても、この検討の場におきまして、逐次情報公開をするなど、透明性の確保を図りながら、我々の検証を進めていきたいと考えているところでございます。本日は、この基本高水の検証につきましても、その検証の進め方についてご説明をさせていただくという予定でございます。

なお、前回の幹事会におきまして、検討スケジュールについて、皆様方より多くの意見をいただいたところでございます。この検証のスケジュールにつきましては、先日、大臣が現地にお越しになって申し上げておきますとおり、平成24年度の政府予算案に反映できるよう、来年の秋までに検証の結論を得ることを目標といたしまして、私どもは検討を進めてまいりますので、皆様方、1都5県の方々にもご助力をぜひお願いしたいと思っております。

本日も構成員の方々の活発なご討議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○河川調査官

誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（カメラ退室）

○河川調査官

ありがとうございました。

そうしましたら、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、事務局より資料の説明をいたしまして、その後、皆様方よりご意見をいただければと思っております。

○河川計画課長

それでは、資料のご説明を差し上げます。

まずは、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討の今後の予定ということで、A3の資料1でございます。一番上でございます、規約、今後の検討の進め方につきましては、第1回の幹事会でご説明しているとおりでございます。

まずは、その後でございますけれども、事業等の点検ということで、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検するというふうに、検証の進め方としてはされております。後ほど、このデータの点検のやり方についてはご説明したいと思います。また、事業等の点検に関しましては、あわせて総事業費、堆砂計画、工期についても点検を行うというふうにされているところでございます。

今後の予定といたしましては、その後ですが、治水については、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価（洪水調節）というような流れになっているということでございます。

また、次に、利水でございます。利水に関しましては、ダム事業参画継続の意思・必要な開発量の確認というものをやっているところでございます。この結果に関しましても、後ほどご説明を差し上げます。また、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請というステップがございます。これに関しましては、現在、皆様方のところにご依頼をさせていただいているというような段階でございます。これらの作業が終わった後でございますが、続いて、検討主体において、必要量の算出が妥当に行われているか確認という作業が行われます。この確認の作業のやり方については、後ほどまたご説明を差し上げます。その後、利水参画者の代替案の妥当性を、可能な範囲で確認いたします。次に、検討主体により、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討してまいります。その後ですが、概略検討により、利水対策案を抽出し、利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取した後、利水の目的別総合評価を行うというような流れになっております。

また、もう一つ、流水の正常な機能の維持でございますけれども、流水の正常な機能の維持の観点から検討を行った後、八ッ場ダム建設事業の総合的な評価ということで、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持という観点から評価を行っていくという流れになっております。

このような検証の後に、総合的な評価を行いまして、次に、対応方針の原案を作成するということとなります。原案を作成した後は、事業評価監視委員会の意見をお聴きし、対応方針の案を決定して、本省へ検討結果の報告を行うというような流れで進めていくということでございます。

なお、左下に注意書きで書いておりますけれども、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長、関係利水者の意見をお聴きした上で、検証に係る検討というものが進められるということでございます。

また、検証の結論を得る時期についてでございますが、先ほども山田のほうから説明がありましたけれども、今までご説明した検討主体としての作業、続いて本省による検討というものを経た後に結論が得られるわけでございますけれども、この結論が得られる時期については、平成24年度政府予算案に反映できるよう、来年の秋までに検証の結論を得

るということを目標とするとされているところでございます。

また、基本高水に関してでございますけれども、資料1の左側の囲いでございますが、基本高水の検証については、八ッ場ダムの検証と並行して、新たな流出計算モデルを構築し、検証するというふうにされているところでございます。

なお、この基本高水の検証に関しましては、お手元の資料の参考資料2というものが一番下のところについているかと思えます。参考資料2で、今回のダム事業の検証と基本高水の関係についてという資料がございまして、こちらに基本高水の検証とダム事業の検証というものが並行して行われるというようなことがまとめられている資料ということでございます。ご参照いただければと思います。

資料1に関しましては、以上でございます。

続きまして、資料2でございます。資料2、雨量データ及び流量データの点検の進め方(案)というものについてご説明を差し上げたいと思います。

まず、この雨量データ、流量データの点検の進め方の目的でございます。この作業の目的といたしましては、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第4 再評価の視点」(1)で規定されている「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」という条項に基づきまして、雨量データ及び流量データの点検を行っていくというものでございます。

具体の作業に関しましては、まず1つ目に、雨量データ及び流量データの収集・整理というものがございます。

雨量データに関しましては、まず1つ目のマルです。規模の大きな洪水を対象として雨量データの収集・整理を行う。なお、利根川水系工事实施基本計画及び利根川水系河川整備基本方針と同様に各洪水ごとに3日間雨量の収集・整理を行うというものでございます。

また、データの収集・整理に当たっては、気象庁等の他機関の雨量データについてもできる限り収集いたします。また、既定計画においては、例えば、欠測データについてデータの補完等が行われているというような可能性があるため、可能な限り観測値(生データ)を収集して検討していきたいというふうに考えております。

また、既定計画では、ティーセン分割というものを固定いたしまして、雨量観測所のデータに欠測がある場合には、近隣観測所の雨量データから補完を行っているということでございますけれども、計算機能力の向上ということもございまして、洪水毎にこのティーセン分割を変更することも可能というような状況でございますので、これまで採用していなかった雨量データについても収集・整理をしていきたいと考えているところでございます。

また、続きまして、流量データの収集・整理についてでございます。流量データについては、雨量データの収集期間に合わせて収集を行います。また、一般に、流量データは、観測値と水位の相関関係から作成したH-Q式を用いた水位からの換算値の2種類がございまして、これに関しましては、可能な限り観測値を収集するという方針で臨みたいと思えます。

これらのデータを収集した後に、雨量データ、流量データの点検という作業に入ります。雨量データ、流量データについては、さまざまな誤差を内在しているものであり、誤差を完全に排除することはなかなか難しいと考えているところでございますけれども

も、観測者の誤差の有無、機械の故障や取り扱いの不備による誤りの有無についてできる限り点検を行いたいと考えております。また、転記の際に読み間違えるというようなことがございますので、点検の際にも、そういった点についても十分に注意して点検を行っていきたいと考えております。

具体的には、まず雨量データについてでございます。降雨の3要素（総雨量、時間分布、地域分布）を点検するために、収集した雨量観測所の観測所位置等を平面的に整理いたしまして、観測所位置と日雨量の関係から、明らかな異常値があるかどうかという点検を行います。

また、日雨量及び時間雨量の関係についても点検を行うということでございます。この際には、観測年代、観測所管理者による日界が異なるため、日界を確認し、必要な調整を行っていくというように考えております。

また、近傍観測所と比較しまして、当該観測所の観測値の時間分布が異常となっているか否かという点についても点検を行っていきたいと考えております。

また、2つ目に、流量データでございます。流量データの点検といたしましては、まずは、流量データについて、原則として観測値より確認を行うこととし、観測時刻、水位、流量計算書、断面積、流速について確認を行い、それらの値の経年変化及び河道断面との関係について点検を行います。

点検後の流量データの観測値と点検後のH-Q図を用いた時刻水位による換算流量から流量ハイドログラフを作成し、時系列変化の状況、上下流及び本支川のピーク流量、ボリュームのバランスについても点検してまいります。

また、洪水調節施設に関しましては、流量調整の影響を取り除くという目的から、ダム地点についてはダム流入量データ及びダム放流量データについて整理を行っていくというふうに考えています。

最後、3点目、この雨量と流量の関係の点検でございます。これらの結果から求められましたデータを用いまして、照査された信頼性が高いと判断された雨量及び流量資料から、総降雨量と流出ボリューム（直接流出高）の関係について点検を行いたいというふうに考えているところでございます。

なお、このやり方に関しましては、現時点での点検方法ということでございますので、今後作業を進める中で変更があり得るということでございます。

以上が雨量データ、流量データの点検の進め方でございます。

続きまして、資料3のご説明をいたします。基本高水の検証の進め方（案）でございます。

まず、この作業の目的でございます。大臣の指示を受けまして、従来の流出計算モデルにとらわれることなく、飽和雨量を含む定数全体を新たに設定し直し、ゼロベースで新たな流出計算モデルの構築を行い、基本高水の検討を行うという考えでございます。

この基本的な考え方につきましては、2ポツでございます。最初に、具体的な検討内容といたしましては、雨量データ及び流量データの点検を踏まえ、新たな流出計算モデルの構築を行い、基本高水を検証する。新たな流出計算モデルの構築に関する主な検討内容を別紙に示すということでございます。

この別紙、具体的な算出方法に関しましては、1ページめくっていただきまして、2ページ目でございます。新たな流出計算モデルの構築案ということで、まず1番目、流出計算モデルでございますけれども、貯留関数法を採用するというものです。

また、流域分割図・流出モデル図に関しましては、工事実施基本計画策定時の流域分割図及び流出モデル図については、構想段階の洪水調節施設の位置が特定できるということから、これまで非開示としておりました。今回の検討に当たりましては、次の観点から新たに作成し、公表していきたいと考えております。

まず1点目は、観測地点が整備され、データが蓄積されてきているということもでございます。貯留関数法の定数設定と試算結果の点検を行うということを考慮し、流量データの収集が可能な既設ダム地点、水位・流量観測所で新たに分割する。

2としまして、大きな支川の合流量を確認できるように、合流地点で分割する。

3といたしまして、上記により設定した上で、流域面積のバランス、地形や降雨の傾向、河道状況を勘案した上で分割を行うというものでございます。

また、3点目でございますけれども、流域平均雨量でございます。流域平均雨量の算定に当たっては、原則としてティーセン法を用います。なお、ティーセン分割図の作成は一日ごととし、雨量を観測しているすべての観測所のデータを活用いたします。

なお、昭和30年以前に発生した洪水については、現在の雨量観測所と比較して相対的に雨量観測所が少ないということから、洪水ごとに等雨量線図を作成する等の精度の向上について検討いたします。

また、4つ目、基底流量の分離でございます。実測ハイドロについて、直接流出成分と間接流出成分（基底流量）でございますが、この分離を行います。流出成分の分離には、種々の方法が提案されているところでございますけれども、ハイドログラフの低減部の指数低減性を利用するという方法について検討してまいりたいと考えております。

3ページ目でございます。流域定数についてでございます。流域定数に関しましては、4番で得られた基底流量を差し引いた流出量及び降雨量から、洪水ごとに貯留量と流出量の間係を整理し、定数の設定を行ってまいります。

なお、この定数設定に当たっては、近年における雨量観測所等の整備の状況や長期間にわたる雨量データ及び流量データの蓄積を考慮し、精度のよい解析が可能であり、さらに、現在の土地利用状況も反映できる近年洪水を対象に検討を行い、定数全体を新たに設定するという方針で臨みたいと思っております。

資料3の1ページ目にお戻りいただければと思っております。資料3の1ページ目の基本的な考え方の1番目のマルについては、今のご説明のとおりでございます。

基本的な考え方の2番目といたしましては、情報公開の徹底でございます。新たな流出計算モデルの構築に当たっては、雨量データ、流量データ、定数等を全て公開いたします。

なお、流域分割図・流出モデル図については、構想段階の洪水調節施設の位置が特定できたということから、これまで非開示としてまいりましたけれども、流域分割図・流出モデル図の変更を行った上で、公開していきたいと考えております。

また、3点目、流出計算モデルの評価でございます。新たな流出計算モデルについては、学識経験者から学術的・科学的な評価をいただくことなどにより、透明性と客観性を確保

する。なお、評価結果を踏まえ、必要があれば、新たに構築した流出計算モデルの修正を行ってまいりたいというような考え方で進めていきたいと考えております。

以上が治水の関係でございます。

続きまして、利水の関係で、資料4のご説明を差し上げます。資料4をごらんください。八ッ場ダム建設事業への利水参画継続の意思確認等についてでございます。再評価実施要領細目でございますように、10月12日付で、各利水参画者の皆様方に参画継続の意思確認等をさせていただきました。その結果が、このご報告というものでございます。資料に関しましては、各利水参画者ごとに整理させていただいているところでございますけれども、左側が基本計画に記載されている開発水量、右側の参画継続の意思確認等の状況が今回確認した結果でございます。資料のとおり、各利水者とも、参画継続の意思があり、開発量の変更がないという報告をいただいているところでございます。

続きまして、資料5の説明をしたいと思っております。こちらは、利水の検証の作業の1つでございますが、資料5、検討主体が行う八ッ場ダム建設事業利水参画者の開発量の確認方法について（案）でございます。

資料5につきましては、ダム事業の検証に係る再評価実施要領細目にあるとおり、検討主体において、必要量の算出が妥当に行われているかを確認することとなっております。この確認を進めるに当たっての基本的な事項を整理させていただいております。この基本的な項目を主体として、確認を今後進めていきたいと考えております。

まず、必要となる開発量の根拠に関連する計画の確認として、人口、給水区域、水需給の基本的な考え方が、資料でお示しした①都県で作成されている長期計画、②各利水者が計画している水道事業計画認可など、長期的な計画を踏まえたものとなっているかを確認させていただきたいと思っております。

次に、開発量の算出方法の確認方法でございます。こちらにつきましては、1)の水道用水については、水道施設の技術的基準を定める省令（厚生省平成12年）を受け、実際の施設整備の具体的指針として作成された水道施設設計指針や水道事業の実態を整理した水道統計を参考とし、①から⑥に記載した原単位、負荷率など、基本的な項目を主体に確認してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、①の給水人口は、給水区域内人口に普及率を乗じて算出され、必要水量算出のための基礎となる部分であります。その給水区域内人口や普及率について、どのような推計方法を用いて設定しているか、その推計方法を採用した理由について確認をしたいと考えております。

また、②から⑤、原単位、有効率、負荷率、利用率の項目についてでございますが、同様に、どのような推計方法を用いて設定したか、その推計方法を採用したのかについて確認をしたいと考えております。なお、項目の中には、推計だけでなく、経済状況などの社会的要因などを考慮している場合、想定している要因について、具体的な内容とその根拠についても確認をしたいと考えております。

また、⑥番目でございます。確保水源の状況に関してでございますけれども、確保水源に関しましては、八ッ場ダムに参画する必要性を把握するために、利水参画者が現時点で確保している水源の状況を確認したいというふうに考えているところでございます。

続きまして、2)の工業用水道でございます。2)の工業用水道については、工業用水の実態を整理している工業統計を参考といたしまして、①から④、①は用途別の使用水量の原単位、②は回収率、③は損失率、④は確保水源の状況、こういった4つの項目について、確認をしていきたいと考えているところでございます。

具体的には、①の用途別の使用水量の原単位に関しては、食料品製造業、繊維工業など産業別の原単位について、どのような方法で設定しているのか、また、その設定方法を採用した理由というものについて確認をさせていただきたいと考えております。

また、②の回収率、③の損失率についても、同様に、どのような方法で設定し、その設定方法の採用理由について確認をしたいと考えているところでございます。

また、工業用水道の④、確保水源の状況でございますけれども、水道用水と同様に、八ッ場ダムに参画する必要性を把握するために、利水参画者が現時点で確保している水源の状況について、確認を行っていきたいと考えているものでございます。

以上が資料5のご説明でございました。

続きまして、お手元に参考資料で規約をお配りしております。今回、国土交通大臣のほうから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目というものが通知をされているところでございます。この細目に基つきまして、今後検討を行うということでございますので、その該当部分についてのみ規約の改正を行わせていただいているというものでございます。既に関係各位の皆様方には照会しているということでございますので、ご参考まで、本日はお手元に配付させていただいているというところでございます。なお、本規約に関しましては、後ほど、関東地方整備局のホームページの方にも掲載させていただきたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○河川調査官

あと、お配りしております資料で、今説明していないものに、参考資料1というのがございます。こちらは、今ご説明いたしました資料2、資料3を図にあらわしたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上が、本日私どもが用意した資料になります。

◆討議

○河川調査官

これから討議に入りたいと思います。何かございましたら、手を挙げていただいて、所属とお名前をお話しの後、ご発言いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

埼玉県さん、どうぞ。

○埼玉県企画財政部長代理

埼玉県の地域政策局長金井でございます。私からは、資料1に関連しまして、幾つか質

聞させていただきたいと思います。検証のスケジュールについてということになります。

そもそも八ッ場ダム建設につきましては、平成27年度までに完成するという約束で進められたものでございまして、今後のスケジュールを示すのは、基本的に国の責務というように考えております。また過日、馬淵大臣が、来年秋までに検証の結論をつけるというようなご発言もされております。そこで、次の事項につきまして、確認といたしますか、質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、検証作業を大臣が示された時期までに終わらせるために、資料1の各作業項目ですね。これらに要する時間といたしまして、期間、それと、実施時期を示していただきたいということが1点目です。

それから、2点目でございますが、これは手戻りにならないようにということでお伺いするわけですが、この資料の一番下のところにもありますが、この検証作業の中では、学識経験者に意見を聴くということも含まれているわけですが、手戻りにならないようにするために、この学識経験者に意見を聴く段階はいつごろなのか、この辺のことを決めておく必要があるかと思っておりますので、今わかれば、いつの頃なのかをお示しいただければと思います。

それから、3点目でございますが、これは要望といたしますか、確認になりますけれども、検証に当たりましては、課題を早期に明確化することで、検証が、馬淵大臣のおっしゃったような時期に収まるようにしていただかなくてはならないということでございます。私ども、幹事会のほうも集中的に開催しまして、課題の整理を行うことはやぶさかではございません。いずれにいたしましても、課題を早期に明確化していただきたいということでございます。

以上3点です。

○河川調査官

ありがとうございました。

一度皆様方からご質問を受けてから、我々のほうでご回答したいと思いますので、よろしく願います。

茨城県さん、願います。

○茨城県土木部長代理

茨城県の土木の総括技監の大島でございます。

1点目は、先ほど埼玉県さんもおっしゃいましたように、秋までに検証の結論が得られるということでございますけれども、計画期間である平成27年度の完成に間に合うのか、計画期間の完成に遅れることのないように、できるだけ早く検討を進めていただきたいと、同じような意見でございます。

2点目は、治水についてなんですけれども、茨城県は中下流に位置しておりまして、中でも最も川幅が狭い、布川という、これは川幅が280mしかない部分がございます。そういうところや、利根川からの逆流により幾度も破堤し、激甚な水害をこうむっている小貝川ですね。昭和56年に高須で左岸が切れまして、竜ヶ崎が冠水したということ

がございまして、そういったところを抱えております。また、内閣府中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会報告によると、古河市において破堤した場合の想定が出ておりますが、その中で想定死者数が最大になると公表されておりました、このようなことから、利根川下流域まで慎重に検討していただきたいと、要望を含めてということでございます。

以上です。

○河川調査官

ありがとうございました。

東京都さん、お願いします。

○東京都都市整備局長代理

都市整備局理事の安井でございます。

今、埼玉県、茨城県両者のご意見とも重なる部分がございますけれども、大臣が23年秋までに結論を出したいというふうに言われていますけれども、きょうも手順を示されているだけであって、その各手順がどこまで進んでおって、残りがどういう時間でできるかということが全く示されておりませんので、本当に平成23年秋なのかどうかということは明確になっていないということでございますので、ぜひ具体的な時間軸を入れた工程を示していただきたいというのがお願いでございます。

また、2点目は、その時間軸を示した上で、我々1都5県は、負担金を払っているわけがございまして、治水・利水の効果を早期に発揮させなければいけないという各都民・県民に対する責務がございまして。そうしたことから、工程を本当に短縮できないのかどうか、それは再度よく詰めた上で、それをご検討いただきたいということでございます。

それから、最後、全体としてのご要望でございますけれども、平成24年度の予算に反映させるということでなく、できるだけ工程や検証の結果を出す時期を短縮していただいて、何も次の年度の予算の単年度主義にこだわることなく、直ちに対応できるような機動的な体制をとっていただけるように強く要望いたします。

○河川調査官

ありがとうございました。

千葉県さん、お願いします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県の理事をしております石田でございます。

1点確認でございます。基本高水の検証についてでございますけれども、先ほどの参考資料2をいただきまして、その中で示されておりますが、あえて言うまでもないことでございますけれども、利根川水系の基本高水の決定につきましては、いわゆる社整審に諮り決定されるべきものであり、基本高水の検証をもって、直ちに基本高水の見直しが行われるものではないと理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○河川調査官

群馬県さん、お願いします。

○群馬県企画部長代理

群馬県の企画部の副部長の井野と申します。

本日示されました利水参画者の開発量の確認方法について、資料5の関係についてでございます。今日、色々人口データ等に基づいて確認するというようなことになったわけでございますけれども、本県の場合、水道用水の供給事業並びに工業用の水道事業につきましては、受水団体とか企業の求めに応じて協定等で定めた水量を確保する、これを非常に重視しているわけございまして、これは基本の水量というふうに考えております。従いまして、開発水量の妥当性の確認に当たっては、資料5に挙げられた確認項目によるのみ判断するのは、私どもの立場からすると適当でないと、このように考えているわけでございますので、その辺の見解をぜひお願いしたいと思っております。

○河川調査官

栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部長

2点ほどご質問させていただきたいと思っております。

1点目は、基本高水が今度見直しということでございますので、基本高水が見直しになった際には、想定氾濫区域の関係でございますが、費用負担の方まで影響していくのかどうかという問題が1つでございます。

それから、今大臣が発言されている中では、そういった工学的な定数の見直しがあるというような中で、これにつきましても、定数が変わっていくということになりますと、我々も同じように、地方議会で費用負担の説明が必要になってくるものですから、是非わかりやすい説明ができるような工夫をしていただきたいと思いますということでございます。

以上2点でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

どうぞ、東京都さん、お願いします。

○東京都水道局長代理

東京都の松丸です。私は利水参画者という立場でちょっとお願いをしたいと思っております。

利水参画者の開発量の確認方法についてご説明を受けましたが、その前提といたしまして、関東地方整備局さんのホームページにもありますとおり、利根川・荒川水系の利水計画自体が、高度成長に伴う水需要の逼迫等を背景にいたしまして、全国の主要な水系に比べて低い安全度、5年に1回発生する規模の渇水にしか対応できない。全国の主要水系に

については、10年に1回の渇水に対応できるようにもなっている。それは高度経済成長が急速だったということで、計画せざるを得なかったという状況があると思います。ただ、それ以降も含めまして、利根川・荒川水系は、ますます人口・資産が高度に集中・集積してきておりますので、渇水が起こると、日本全体に対する影響がかなり甚大になります。ですから、少なくとも他水系並みの安全度をまず確保するんだというところを前提として開発するよう等の確認をお願いしたいなと思います。

また、これもホームページにありますとおり、近年の小雨化傾向や将来の気候変動など、利水安全度を低下させる要因はますます急速にテンポが上がってきております。そういう形で、ダム自体の利水の能力が実質落ちている状況を踏まえまして、ぜひとも八ッ場ダムについては、早期に着工して完成させていただきたい。計画どおりやっていただきたいと考えます。

以上です。

○河川調査官

ありがとうございました。

埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県県土整備部長

埼玉県の県土整備部長の成田でございます。

利根川の基本高水の検証についてでございますけれども、先ほどちょっと見直しというお話があったんですが、私どもの認識だと、利根川の基本高水については、検証を行っている。今の基本高水が間違っていて見直すというのではなくて、説明する根拠資料が見つからないから、もう一度計算して検証を行う、そういう認識でいいのかなと思っているので、その辺のご確認を1点させていただきたい。

それから、もう一つなんですが、この基本高水につきましては、たしか昭和55年でしたか、2万2,000トンと設定されたわけでございますけれども、その後30年間、この基本高水に対して整備を進めてこられたわけですね。流域の住民は、この基本高水にも守られているということを前提として生活しておりますので、その辺をまた改めてご認識いただければありがたいと思っております。

以上です。

○埼玉県企業局長

同じく埼玉県の企業局長の堀本と申します。

利水の関係ですけれども、私ども埼玉県では、約20施設の水源施設で参画をしてきまして、水源の確保については、具体的には工業用水からの転用とか農業用水の合理化など、かなり他の県にも先駆けて、ダム以外の方策を色々やってまいりました。そういう方法をとっても足りない分がありまして、それを八ッ場ダムで補うという状況にあります。そういうことで、さらに八ッ場ダムの暫定水利権、現在30%でございます、将来ではなく

て、現在でさえも水が必要だという状況でございます。そういうことから、一刻も早く検証を終了させて、ダムを完成させていただきたいという要望でございます。よろしく願いします。

○河川調査官

ありがとうございます。

それでは、このあたりで一度皆様方からのご質問に対しまして、整備局の方からご回答をしたいと思えます。治水の面と利水の面と多岐にわたりご質問いただきましたが、まず利水のほうからご回答します。

○広域水管理官

利水に関して、先にお答えさせていただきたいと思えます。

最初、群馬県さんからいただいたご指摘なんですけれども、受水団体様からの求めに応じてつくられていくんだということに関してなんですけれども。我々、今回お見せしている資料5の部分なんですけれども、これにつきましては、水道施設設計指針等、そういうものを参考にしまして、今後やっていく確認作業の基本的な事項というものを示させていただいているものです。基本的に確認作業につきましては、今後、皆様からいただいた資料をベースに確認作業というものをさせていただくことになるんですけれども、設計指針等にかかれている基本となっているもの以外の項目につきましても、資料をいただいて、我々は検討させていただきたいと思っておりますので、資料の方をよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、東京都さんからいただいたご指摘なんですけれども、他の水系並みの安全度ということでございますけれども。前回にもご説明させていただきましたけれども、今後、利水の対策案というものを検討するときには、基本的に皆様からいただいた必要な開発量というものを確保することを基本ということで、立案していくということになってございます。ただ、今回示されたダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目というものに基づいて、我々、確認等をやっていくわけなんですけれども、この第4の再評価の視点というところの目標というところに、目標に関しては、各種計画との整合、渇水被害抑止、経済効果等の観点で適宜評価するという項目がありますので、そういう趣旨を踏まえて、今後評価をしていきたいというふうに考えてございます。

最後に、埼玉県さんなんですけれども、暫定水利権につきましてですけれども、当然、我々としては暫定水利権は認識しております。今回、暫定水利権につきましては、その緊急性について常に確認をさせていただいて許可をしているところでございますけれども、今回の検証につきましては、冒頭申し上げたとおり、皆様の必要とする開発量というものを確保することを基本としてやっていきますので、それをベースにやっていくものというふうにご理解いただければと考えてございます。

利水は以上の3点でございました。

○河川調査官

続きまして、治水に関連する部分でございますが、まず全体的なスケジュールの話がございました。こちらにつきましては、資料1の一番上にもございますように、今月の6日に、大臣のほうから、平成24年度政府予算案に反映できるよう、来年の秋までに検証の結論を得ることを目標とするというところがございまして、現在、この目標を達成できるように種々検討を進めているところでございますけれども、資料1にございますように、検討の内容が、今まで実施していないような評価軸に沿った技術的検討とか、地域住民への意見聴取を行うということもございまして、現段階でこの内容について細かな工程をお示しするという事は難しいのでございますけれども、いずれにいたしましても、来年の秋までに検証の結論を得るということでございますので、それを終えるまで必要な時間というものを十分に頭に入れながら、配慮しながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、学識経験を有する方からの意見聴取の段階等についてもご質問がございましたけれども、これにつきましても、現段階では具体的にお示しできるということではございませんが、全体的なことと同じですが、検証を来年の秋までに終えるという中で、この点についても進めていきたいと思っております。

続きまして、基本高水に関するご質問が多うございました。これにつきましては、参考資料2を見ながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。基本高水の検証につきましては、平成17年度に河川整備基本方針の作成をした際に、昭和55年度に定めた基本高水のピーク流量について、例えば、飽和雨量などの定数に関して、平成17年度時点で適切なものかどうか十分な判断が行われていなかったため、改めて現在の段階で、従来の流出計算モデルにとらわれることなく、定数全体を新たに見直して、ゼロベースで新しい流出計算モデルの構築を行って、基本高水についてしっかりと検証を行うものです。先ほど栃木県さん、あるいは埼玉県さんのほうからも、基本高水の見直しというお話もございましたが、今現在は見直しではなく検証しているという段階でございますので、よろしくお願いたします。

それと、基本高水の見直しと費用負担の見直しというお話が栃木県さんからございましたが、これにつきましても、今ご説明したように、現在は検証ということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、布川の狭窄部につきましては、ダムを検証を実施していくに当たりまして、複数の治水対策案の検証を考えてまいります。その際に、河川整備計画において想定している流量と同程度の目標を達成することを基本として八ッ場ダムを含む案、それ以外の案に八ッ場ダムを含まない案というものを必ず作成して検討を進めてまいります。この際に、整備計画において想定している目標と同程度の目標を立案するということとなりますので、その検討の中で、布川の流下能力も含めまして検討をしてまいるという予定でございます。

以上でございます。

○河川部長

もう少し補足しますと、できるだけこの検討は精力的に行って、工期を短縮して、機動

的に実際の事業等に入れるように努めていきたいと思っているところでございます。これは東京都さんのお話だったと思いますので。

○河川調査官

以上でございますが、何かございますでしょうか。

東京都さん、お願いします。

○東京都都市整備局長代理

東京都都市整備局理事の安井でございます。

今、工程について、色々多くの項目があるので、なかなか各工程がいつまでということはお示しにくいということのご説明はあったんですけども、もしそうだとすると、おしまいで決められるということの意味がよくわからないので、やはりおしまいが決められるということは、大体どの項目はどのぐらいまでできそうだというのは、見込みがあるんじゃないかというのがあるのでご質問しているわけです。

それが1点と、おそらく、今再検証というか、今の政権になってから初めての検証だと思うんですけども、検証は、ひょっとすると、今の政権は検証しなかったかもしれないけれども、ダムを計画したときには、きちっと検証して計画しているわけだと思いますので、そういったことを使っても、なおかつ来年の秋までに結果が得られないということなのかどうか。その辺は、もうちょっときちっと説明してほしいというのが正直な気持ちです。

○群馬県企画部長代理

1点よろしいでしょうか。

○河川調査官

群馬県さん、お願いします。

○群馬県企画部長代理

群馬県の副部長の井野と申します。

また利水参画者の立場から、もう1点、これは確認なんですけれども、先ほどの福渡さんの回答で、それも含めてというふうに理解もできるんですが、もう1点確認なんですけれども。自治体から色んな出された資料、色んな要素、これをもとに、それも考慮して開発量を確保するというような先ほどのお話があったわけでございます。それで、申し上げるまでもないんですけど、上水道事業におきましては、水道協会の方で出されている指針でございますね。これも参考にしながら、色々と将来の水の需給関係、あるいは地域の開発計画、あるいは地下水のくみ上げの制限等、そういうもろもろの将来不確定の要素というのがあらわれる可能性があるわけなんですけれども、それをも考慮して、最終的に参画水量を決めるというようなことになっているわけでございますけれども。これは当然のこととして、今後の開発水量の確認に当たっては、その辺のことも考慮の上、決め

ていただけるのか、その辺のところを1点確認でございます。よろしく願いいたします。

○広域水管理官

それでは、利水のほうからお答えさせていただきます。

先ほどご指摘があった水道の設計の話を含めた、そのほかの公になっている指針等を含めて、我々、考えさせていただきたいと思ひますし、当然のことながら、将来の開発計画とか、地下水の問題とかというものも、当然、我々は認識しておりますので、その部分についても、今後お願いする資料の中で、色々ご提示していただければ、それを加味した上で判断していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

また、スケジュールに関しましてですけれども、今回のダムを検証に係る検討でございますけれども、資料1にございますように、新しい評価軸に沿った技術的な検討、地域住民の方から意見聴取を行うなど、かつて実施したことがないような取り組みを行っておりますので、ご質問にありましたように、ダムの計画をした際の検討というのはもちろんあるんですが、今回の検討は、新しい観点からの検討ということがございますので、トータル目標といたしまして、繰り返しになりますが、来年の秋までに検証の結論を得るということを目指しておりますけれども、個別に具体的な詳細なものを今の段階でお示しすることができません。ただし、検証を終えるまでには、その時間というものは来年の秋ということでございますので、その点に配慮して検討してまいりたいと思ひます。よろしく願いいたします。

○河川調査官

ほかにご意見ございませんでしょうか。

群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部長

群馬県の県土整備部長ですけど、その他みたいな話ですけど、1つよろしいでしょうか。関係があるので。

地方負担金の問題なんですけれども。先般、馬淵大臣に八ッ場ダムの方までおいでいただきまして、色々議論があったわけなんですけれども、大臣の方からも、当方の知事に対して、地方負担金のお願いをされました。そういうこともあって、1つお聞きしたいんですが、このダム事業というのは、実際問題、国費が4割で、残り6割は我々が出しているわけですよね。それで、事務所のほうに、今日は事務所長さんも来ているけど、契約状況を毎月教えてもらっているんですが、確かもうその国費部分の40%を超えているような状況だったと思うんですよ。45%とかね。

そこで、国費しかない状況で今仕事をしていただいているわけなんですけど、実際問題、資金がショートするのはいつ頃になるんでしょうか。それを教えていただきたいと思ひまして。これ、地元にとっては、かなり深刻な問題なんですね。

○広域水管理官

今のご質問に対してですけれども、これまでですけれども、1都5県から直轄負担金、それから利水者負担金というものを留保されている状況の中で、工事や用地買収等にかかる支払額と、それから支払い時期との関係を考慮しつつ、予算を執行して参ったところでございます。

しかしながら、既に発注してしまった工事がもう大分完成を迎えるというところがございます。1月上旬には資金のほうがかつて枯渇する可能性が非常に高い状況ということになってございます。

負担金につきましては、事務手続を考慮しますと、12月上旬ぐらいまでに支払いの意思を明確にさせていただかなかった場合は、1月上旬の支払いにちょっと間に合わなくなるという可能性があるということは申し添えたいと思います。

○群馬県県土整備部長

ですから、県から関東地方整備局の方にまずお金を払い込んで、そこから事務所の方にまた行くんですかね。銀行か何かに。そういう手続がかかるから、12月上旬ぐらいまでには、その問題、方向を出さなければいけないということなんではないでしょうか。

ちなみに、それは、細かい話ですけど、例えば、事務所の職員の給料とか光熱費なんていうのを除いて、発注を今後しなければいけない部分がもう枯渇するということよろしいんですか。

○広域水管理官

実際に発注については、ご指摘のとおり既に超えていまして、今後支払い時期が来るので、その対応が難しくなってきたということでございます。

○群馬県県土整備部長

わかりました。

○河川調査官

他にございますか。

◆閉会

○河川調査官

それでは、そろそろ予定した時間も近づいてまいりましたので、よろしければ、これでこの会議を閉会したいと思います。

本日は貴重なご討議をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —